

子ども・子育て支援新制度 説明会を開催します

市では、平成27年4月から実施される子ども・子育て支援新制度に向け、新制度の概要について説明会を開催します。説明会への参加申し込みは不要です。

※説明会の時間は約1時間です。各幼稚園へお越しの際は、スリッパを持参して下さい。

各会場の定員は錦公民館は約80人、各幼稚園では約50人です。車での来場は遠慮下さい。

当日お配りする資料は、事前に市ホームページに掲載する予定です。

説明会中の保育は、保育士2人程度で対応しますが、できるだけ家庭でのご協力をお願いします。

問合せ ことば政策課 ☎6992・1665

子ども・子育て支援新制度説明会日程

日	時間	場所
11月 9日(日)	10:00~11:00	錦公民館
11月 9日(日)	14:00~15:00	とうこう幼稚園
11月10日(月)	15:00~16:00	とうこう幼稚園
11月11日(火)	15:00~16:00	錦公民館
11月14日(金)	15:00~16:00	やくも幼稚園
11月16日(日)	14:00~15:00	とうだ幼稚園
11月17日(月)	15:00~16:00	にわくほ幼稚園
11月18日(火)	15:00~16:00	おおくほ幼稚園
11月23日(祝)	10:00~11:00	にわくほ幼稚園

守口市次世代育成支援 後期行動計画の進捗よく状況

市では、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成25年度の実績ならびに各施策目標の評価や進捗よく状況を公表しています。

詳しくは、市ホームページやすこやかネット守口のホームページ（http://www.moriguchi-kosodate.net/）をご覧ください。

また、ことば政策課でも閲覧できます。

問合せ ことば政策課 ☎6992・1665

子ども・子育て支援新制度に かかる3つの条例の骨子案

パブリックコメント 実施結果

市では、子ども・子育て支援新制度にかかる3つの条例を制定するにあたり、パブリックコメントを実施したところ、貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。

パブリックコメントの意見の概要と、意見に対する市の考え方につきましては、ことば政策課および市教委・放課後子ども課で閲覧できます。また、市ホームページにも掲載しています。



条例の骨子案	提出件数	問合せ
(仮称)守口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	126件	ことば政策課 ☎6992-1665
(仮称)守口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例		
(仮称)守口市放課後健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	137件	市教委 放課後子ども課 ☎6995-3160

リサイクル情報

登録受付・紹介のみ
(品物はお預かりしていません)

【受付日】
11月10日(月) 9:30~15:00
11日(火) 9:30~12:00

市消費生活リーダークラブ
(市消費生活センター内)
☎6992-1336

- ★求めています
- ベッド(シングル) ○掃除機
 - 家庭用卓上ミシン ○電動ミシン
- ☆ゆずります
- 犬小屋 ○整理たんす ○座いす
 - パーソナルワープロ ○鏡台
- ※申し込み多数の場合は11日(火)の受付終了後にセンターで抽せんします。
- ※リサイクル品の故障や破損に関するトラブルについては、責任は負いません(無料の品物のみ扱っています)。

消費生活センターだより

お問い合せは…

相談専用電話 ☎6998-3600
[相談時間 9:30~16:30]
土・日曜、祝日の相談窓口
消費者ホットライン ☎0570-064-370
[相談時間 10:00~16:00]

個人情報削除を持ちかけ事業者にご注意を!!

相談事例

利用した店の苦情を申し出るために、スマートフォンで店名の後に「苦情」と入力して検索した。「クレーム・苦情処理の相談窓口」と表示されたサイトにアクセスし、問合せフォームに自分の個人情報、苦情の内容など必要事項を入力して送信した。翌日、「調査が必要な場合は費用が発生する。調査しない場合は、個人情報削除するの5千円が必要。2週間以内に返事がない場合は弊社に対する迷惑行為として裁判する」という内容のメールがクレーム処理代行の事業者から届き、関係のない事業者にメールを送信して

助言

いたことに気が付いた。この請求に応じなければならぬのか。また、今後どのように対処したらよいか。

消費生活センターで同様の検索をしたところ、相談者にメールを返信してきたクレーム処理代行事業者のサイトが、検索結果の一番上に表示されました。サイト名の隅に小さく「広告」と記載されていたが、相談者は利用した店の苦情相談窓口が、検索結果の一番上に表示されたものと勘違いし、メールをしてしまいました。

解説

昨今話題となっている、個人情報の流出問題やセキュリティ責任などについての消費者の不安な心理を突いた不当な請求で、新たな架空請求の手口ともいえます。相談事例以外にも、公的機関をかたり「あなたの個人情報漏れているので、削除してあげる」などと持ちかけ、最終的には金をだまし取る手口もあります。また、複数の業者が役回りを分担して消費者をだまそうとする「劇場型勧誘」も多くみられます。

個人情報保護法では、個人情報取扱事業者は、漏えいや流出などを起こさない

業者からの請求には安易に応じないように、また事業者のサイト名やアドレス、メールの内容などを保存しておくように助言しました。

守口市中小企業融資 信用保証料補給制度

市では、守口市小企業者事業資金融資、または大阪府制度融資の小規模企業サポート資金・開業サポート資金を利用し金融機関から融資を受けた市内企業に対し、大阪信用保証協会に払い込んだ信用保証料の全部または一部を補給しています。

(※)ただし、守口市小企業者事業資金融資については、融資額300万円以下に限ります。

補給要件	補給対象および補給額		
	資金名	細区分	補給額
<ul style="list-style-type: none"> 本市に主たる事業所を有する法人または個人事業主である 本市の事業所に係る事業資金として融資を受けている 補給金の申請日において、本市の市民税の滞納をしていない 	小規模企業サポート資金	大阪府市町村連携型中小企業融資(守口市小企業者事業資金融資)	支払った保証料の額
		小規模資金	支払った保証料の額と50,000円を比較して、いずれか少ない方の額(ただし、1事業者につき、1年度に1回を限度とする)
	開業サポート資金	開業資金A(創業)	支払った保証料の額と50,000円を比較して、いずれか少ない方の額(ただし、1事業者につき、1年度に1回を限度とする)
		開業資金B(創業など)	
申請期間	保証料を支払った日から1年間		
申請・問合せ先	地域振興課 ☎6992-1490		

守口の 대기

9月の大気汚染状況は、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質について、各測定局とも環境基準を下回っていました。

問合せ 環境政策課 ☎6992-1508

9月の大気汚染状況(1時間値の月平均濃度)

測定局	第1測定局(児童センター)	第2測定局(大日東公園)	第3測定局(錦公民館)
大気汚染物質			
二酸化硫黄	0.003ppm	0.003ppm	0.005ppm
二酸化窒素	0.011ppm	0.014ppm	0.013ppm
浮遊粒子状物質	0.019mg/m ³	0.012mg/m ³	0.018mg/m ³

よう安全管理措置を講じる義務(法20条)があります。例えば、事業者が個人情報流出事故を起こした場合、事実調査や本人や監督官庁への報告、原因究明、再発防止策の検討・実施などが義務づけられています。これらの対応は事業者の責任においてなされるべきもので、その費用については、流出された本人が負

う必要はありません。個人情報の削除を持ちかける電話がかかってきても、相手にせずに取り合わないようしましょう。一度お金を払ってしまったこと取り戻すことは極めて困難です。少しでも疑問や不安を感じた場合には、消費生活センターに相談しましょう。